

千葉県防犯パトロール隊支援物品配付要綱

(趣旨)

第1条 地域における防犯パトロール活動を支援することにより安全で安心なまちづくりを推進するため、予算の範囲内において、この要綱に基づき防犯パトロール隊に必要な物品を配付する。

(定義)

第2条 この要綱において、防犯パトロール隊とは次の各号に掲げる全ての要件を満たす団体をいう。

- (1) 町内自治会、マンション管理組合等の住民団体の構成員により構成されること
- (2) 月に2回以上定期的に防犯パトロール活動を行うこと
- (3) 防犯パトロール活動に関し、市から補助を受けないこと
- (4) 防犯パトロール活動を業務として行わないこと
- (5) 他の防犯パトロール隊から自立した活動を行うこと
- (6) 「着脱式青色回転灯及び表示用マグネット」及び「ドライブレコーダー及び表示用マグネット」を除く支援物品の配付を過去2年度内に受けていないこと

(物品の配付)

第3条 防犯パトロール隊へ配付する物品は別表1のとおりとするものとする。

(申請)

第4条 物品の配付を受けようとする防犯パトロール隊は、千葉県防犯パトロール隊活動届(様式第1号)及び千葉県防犯パトロール隊支援物品配付申請書(様式第2号)を市長に提出するものとする。

- 2 申請することができる期間については、年度毎に別に定める。

(決定等の通知)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、審査の上、配付の可否の決定を行うとともに、防犯パトロール隊に対して千葉県防犯パトロール隊支援物品配付決定通知書(様式第3号)又は千葉県防犯パトロール隊支援物品配付不可決定通知書(様式第3号の2)により、通知するものとする。

- 2 前項の審査は、新規結成の防犯パトロール隊、活動歴が長い防犯パトロール隊の順に行政区単位で配付する。

第6条 物品の配付時期は、年度毎に別に定める。

(受領)

第7条 防犯パトロール隊は物品を受領したときは、千葉県防犯パトロール隊支援物品受領書(様式第4号)を市長に提出するものとする。

(物品の管理等)

第8条 この要綱により配付された物品を受領した防犯パトロール隊は、当該物品を適切に管理するとともに、防犯パトロール活動以外の用途に使用しないものとする。

- 2 市長は配付された物品の使用に関し、必要な範囲において、防犯パトロール隊に対して調査し、又は報告を求めることができる。
- 3 配付したドライブレコーダーは、配付を決定した日の属する年度の末日から起算して5年間は運用するものとする。

(代表者等の変更)

第9条 物品の配付を受けた防犯パトロール隊が代表者を変更したときは、千葉県防犯パトロール隊代表者変更届(様式5号)を市長に提出するものとする。

- 2 「ドライブレコーダー及び表示用マグネット」の配付を受けた防犯パトロール隊が、当該物品の前条第3項に掲げる運用期間内に設置する車両を変更したときは、千葉県ドライブレコーダー設置車両変更届(様式6号)を市長に提出するものとする。

(解散)

第10条 物品の配付を受けた防犯パトロール隊が解散するときは、千葉県防犯パト

ール隊解散届（様式第7号）を市長に提出するものとする。

（その他）

第11条 市長は、この要綱に基づき設置されたドライブレコーダーの設置状況に関し、警察等の関係機関等と情報共有することができるものとする。

（補則）

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市民局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成22年9月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1

	対象	品名	予定単価	摘要
1	防犯パトロール隊	タスキ	690	一年度につき合計 で10,000円以 内の物品を配付す るものとする。
2		腕章	620	
3		パトロールベスト	1,640	
4		ライト	720	
5		拡声器	2,090	
6		合図灯	2,370	
7		ノボリ	1,650	
8		帽子	620	
9		笛	350	
10		拍子木	6,270	
11		その他区長が特に必要と 認めるもの	-	
12	青色回転灯装着車両 を用いて活動を行う 防犯パトロール隊*	着脱式青色回転灯 及び表示マグネット	-	一年度につき一式 を配付するものと する。

*千葉県警察本部長から、自動車に青色回転灯を装備して適正に自主防犯パトロールを実施することができる団体であることの「証明書」及び「パトロール実施者証」の交付を受けている防犯パトロール隊であるものとする。

千葉県防犯パトロール隊活動届

(あて先) 千葉市長

防犯パトロール隊について、次のとおり、〔活動しています・活動します〕
ので千葉県防犯パトロール隊支援物品配付要綱第4条第1項の規定により提出します。

団体名 代表者氏名 代表者住所		〒 千葉市 区
連絡先	電話番号	(携帯電話など平日、日中の連絡先) — —
	電子メールアドレス	
防犯パトロール隊結成 (結成予定)年月日		年 月 日
防犯パトロール隊の規約		<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし (該当する項目の□にレを入れる。)
活動母体		<input type="checkbox"/> 町内自治会 () <input type="checkbox"/> 学校 (学校) <input type="checkbox"/> 自主防犯団体 <input type="checkbox"/> その他 ()
構成員数		人 (年 月現在)
構成員名簿		<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし (該当する項目の□にレを入れる。)
活動状況		<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> 週に () 日 <input type="checkbox"/> 月に () 日 (該当する項目の□にレを入れる。)
1回あたりの参加人数		人
活動地区		<input type="checkbox"/> 町内自治会の区域 <input type="checkbox"/> その他 () (該当する項目の□にレを入れる。)

備考

- 1 防犯パトロール隊の規約及び構成員名簿がある場合は添付するものとする。
- 2 構成員数の欄は、届出時における人数とし、正確な数がわからないときは概数を記載するものとする。

確認事項 (該当する項目の□にレを入れる。)

- 1 防犯パトロール活動に関し、当該事業を除き、市から補助を受けていません。
- 2 防犯パトロール活動を業務として行っていません。
- 3 他の防犯パトロール隊から自立した活動を行っています。
- 4 この活動届に記載された情報について、千葉県警察、千葉県防犯協会連合会及び千葉市防犯関係課へ提供することに、
 同意します。
 同意しません。

千葉県防犯パトロール隊支援物品配付申請書

(あて先) 千葉市長

防犯パトロール隊によるパトロール活動に必要な物品の配付について、千葉県防犯パトロール隊支援物品配付要綱第 4 条第 1 項の規定により次のとおり申請します。なお、配付された物品は適切に管理するとともに、防犯パトロール活動以外の用途に使用しません。

団体名 代表者氏名 代表者住所		〒 千葉県 区		
連絡先	電話番号	(携帯電話など平日、日中の連絡先) — —		
	電子メールアドレス			
防犯パトロール隊結成 (結成予定)年月日		年 月 日		
申請する物品				
番号	品名	予定単価 (円)	数量	金額 (円)
(1)	タスキ			
(2)	腕章			
(3)	パトロールベスト			
(4)	ライト			
(5)	拡声器			
(6)	合図灯			
(7)	ノボリ			
(8)	帽子			
(9)	笛			
(10)	拍子木			
(11)	着脱式青色回転灯及び 表示用マグネット	/		/
(12)				
合計				

備考

「着脱式青色回転灯及び表示用マグネット」の配付申請にあたっては、千葉県警察本部長から交付された自動車に青色回転灯を装備して適正に自主防犯パトロールを実施することができる団体であることの「証明書」及び「パトロール実施者証」の写しを添付するものとする。

団体名
代表者住所
代表者氏名 様

千葉県防犯パトロール隊支援物品配付決定通知書

年 月 日付で申請のありました防犯パトロール隊によるパトロール活動に必要な物品の配付につきましては、千葉県防犯パトロール隊支援物品配付要綱第5条第1項の規定により下記のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

千葉市長



記

番号	品名	数量
1	タスキ	
2	腕章	
3	パトロールベスト	
4	ライト	
5	拡声器	
6	合図灯	
7	ノボリ	
8	帽子	
9	笛	
10	拍子木	
11	着脱式青色回転灯及び 表示用マグネット	
12		
合計		

団体名
代表者住所
代表者氏名 様

千葉県防犯パトロール隊支援物品配付不可決定通知書

年 月 日付で申請のありました防犯パトロール隊によるパトロール活動に必要な物品の配付につきましては、千葉県防犯パトロール隊支援物品配付要綱第5条第1項の規定により下記のとおり配付しないことを決定しましたので通知します。

年 月 日

千葉市長



記

1 配付不可とする理由

2 その他

千葉県防犯パトロール隊支援物品受領書

(あて先) 千葉市長

年 月 日付 千 第 号で配付決定のあった物品について、次のとおり受領しましたので、千葉県防犯パトロール隊支援物品配付要綱第7条の規定により提出します。

団体名 代表者氏名 代表者住所		〒 千葉県 区
連絡先	電話番号	(携帯電話など平日、日中の連絡先) — —
	電子メールアドレス	
受領日		年 月 日
受領した物品		
番号	品名	数量
1	タスキ	
2	腕章	
3	パトロールベスト	
4	ライト	
5	拡声器	
6	合図灯	
7	ノボリ	
8	帽子	
9	笛	
10	拍子木	
11	着脱式青色回転灯及び 表示用マグネット	
12		
合計		

受領者 氏名 _____

連絡先 _____

千葉県防犯パトロール隊代表者変更届

(あて先) 千葉市長

防犯パトロール隊の代表者について、次のとおり、変更したので千葉県防犯パトロール隊支援物品配付要綱第9条第1項の規定により提出します。

団体名		
代表者	変更前	変更後
	氏名	氏名
	住所 〒 千葉市 区	住所 〒 千葉市 区
	電話番号 (携帯電話など平日、日中の連絡先) — —	電話番号 (携帯電話など平日、日中の連絡先) — —
	電子メールアドレス	電子メールアドレス
変更日	年 月 日	

この変更届に記載された情報について、千葉県警察、千葉県防犯協会連合会及び千葉市防犯関係課へ提供することに、

同意します。

同意しません。(該当する項目の□にレを入れる。)

千葉県ドライブレコーダー設置車両変更届

(あて先) 千葉市長

ドライブレコーダー等設置車両について、次のとおり変更したので、千葉県防犯パトロール隊支援物品配付要綱第9条第2項の規定により提出します。

団体名 代表者氏名 代表者住所		〒 千葉県 区
連絡先	電話番号	携帯電話など平日、日中の連絡先) — —
	電子メールアドレス	
ドライブレコーダー等 配付年月日		年 月 日
変更年月日		年 月 日
添付書類		<input type="checkbox"/> 変更前のドライブレコーダー設置車両の車検証の写し <input type="checkbox"/> 変更後のドライブレコーダー設置車両の車検証の写し

千葉県防犯パトロール隊解散届

(あて先) 千葉市長

防犯パトロール隊について、次のとおり、解散しましたので千葉県防犯パトロール隊
 支援物品配付要綱第10条の規定により提出します。

団体名 代表者氏名 代表者住所		〒 千葉市 区
連絡先	電話番号	(携帯電話など平日、日中の連絡先) — —
	電子メールアドレス	
解散年月日		年 月 日
解散理由		